

エネファーム・低公害車の導入 10月からリースも補助対象に

市では、家庭から排出される温室効果ガスの削減に効果のある環境に配慮した施設などの導入を促進するため、施設などの導入経費の一部を補助しています(下表参照)。

10月1日から、この補助対象施設等のうち、エネファームおよび低公害車については、リース契約での導入についても補助対象となりまして、また、この二つは、ことし4月1日から9月30日まで、リース契約で導入した方も、補助の対象となりますので、希望する方は今年度中に申請してください。

- 【補助条件】
次の①～③すべてに該当していること。
- ①新規に購入(リース契約含む)・設置する施設などである。
 - ②対象施設などを市内の自宅または事業所に設置・導入する。
 - ③市税などの滞納がない。
- ※申請は、購入・設置工事着手前に行ってください。また、申請の受け付けは、予算額に達し次第終了となります。詳しくはお問い合わせください。

環境政策課(☎235・4912)。

52・5割と低迷していることから、来年5月31日の設置期限までに市内すべての世帯に設置されるようにするため、普及啓発活動の一つです。共同購入は、①個人で購入するより安価が期待できる。②地域全体の防火対策につながる。③不適正な訪問販売の防止対策になるなどの利点があります。

今回、国分北二丁目自治会が住宅用火災警報器を共同購入し、「多くの住宅で住宅用火災警報器を設置しました」との報告がありました。

住宅用火災警報器 共同購入を推奨します

市消防本部では、住宅用火災警報器を設置促進するため、自治会などの単位で購入する共同購入を推奨しています。

これは、同火災警報器の普及率が、ことし9月現在、

補助対象施設等	助成金額	施設紹介
雨水活用施設 (雨水活用施設として市販されている雨水タンクが対象)	1施設につき設置費の3分の1以内、限度額1万円	住宅や事務所の屋根の面などに降った雨を集水し、タンクなどに貯留するもの。庭の散水などに活用できます
太陽光発電施設	発電能力1kwにつき 市=3万円、限度額10万円 県=2万円、限度額7万円 ※県の補助要件を満たした施設を設置した場合、市の補助金に上乗せします	住宅や事務所の屋根などに設置し、太陽電池を利用して太陽光のエネルギーを直接的に電力に変換する発電方式。ソーラー発電と呼ばれています
エネファーム (家庭用燃料電池コージェネレーションシステム) ※リースでの導入も補助対象	1施設につき15万円	都市ガス・LPガス・灯油などから水素を取り出し、空気中の酸素と化学反応をさせて電気と熱を発生させるシステム。※コージェネレーションシステム…電気をつくると同時にそのときに発生する熱を利用することで、エネルギー利用効率を高めたシステム
低公害車 ※リースでの導入も補助対象	1台につき10万円	新車のみ。電気自動車・天然ガス自動車・メタノール自動車。※ハイブリット車は対象外です

ねんきん定期便 (現役加入者あて)のお知らせ

日本年金機構では、国民年金および厚生年金の加入者の誕生日に、「ねんきん定期便」を送付しています。

▽対象 現在、国民年金または厚生年金保険の被保険者である方

▽内容 ①年金加入期間(加入月数・納付済月数) ②年金見込額：50歳以上の方には「ねんきん定期便」作成時点の加入制度に引き続き加入した場合の見込額(年金受給中の方)

▽年金加入履歴 ⑤厚生年金のすべての期間の月ごとの標準報酬月額・賞与額・保険料納付額 ⑥国民年金すべての期間の月毎の保険料納付状況(納付・未納・免除等の別)

※①～⑥の内容は、平成22年度に初めて定期便を送付する方と、節目年齢(35

歳未満の方には、これまでの加入実績に応じた見込額 ③これまでの保険料納付額 ④年金加入履歴 ⑤厚生年金のすべての期間の月ごとの標準報酬月額・賞与額・保険料納付額 ⑥国民年金すべての期間の月毎の保険料納付状況(納付・未納・免除等の別)

介護保険制度 納付方法と保険料のお知らせ

介護保険制度は、介護を社会全体で支えるための仕組みとして、40歳以上の方の保険料と公費(税金)で運営されています。

また、保険料は、「65歳以上の方」(40～64歳の方)とは、納付方法と算定方法が異なります。

◎65歳以上の方(第1号被保険者)

【保険料の納付方法】
特別徴収と普通徴収があります。

▽特別徴収 年金の受給額が18万円に満たない、または、無年金の方などは、市が送付する納付書か、口座振替(事前に申し込みが必要)で、個別に納付することとなります。

※介護保険料の納付方法は法定で定められていて、徴収方法を選ぶことはできません。

【保険料の額】
市の介護サービスにかかる費用の総額(利用者負担分を除く)に応じて算出した「基準額」を基に、所得に応じた保険料が決まります(表1参照)。なお、年度の

年額が18万円以上の方は、年金から天引きします。ただし、今年度(65歳)になった方や、転入に伴い資格を取得した方は、年金天引きを開始するまで、6月～11月程度かかりますので、この間、市が送付する納付書で納付してください。

※年金天引きが開始となる際は、事前に市から通知します。

▽普通徴収 年金の受給額が18万円に満たない、または、無年金の方などは、市が送付する納付書か、口座振替(事前に申し込みが必要)で、個別に納付することとなります。

※介護保険料の納付方法は法定で定められていて、徴収方法を選ぶことはできません。

【保険料の額】
市の介護サービスにかかる費用の総額(利用者負担分を除く)に応じて算出した「基準額」を基に、所得に応じた保険料が決まります(表1参照)。なお、年度の

途中(65歳になった場合は、誕生日の前日が属する月から第1号被保険者として介護保険料を賦課します(表2参照)。

◎40～64歳の方(第2号被保険者)

【保険料の納付方法】
加入している医療保険の加入している医療保険により異なります。詳しくは、医療保険者にお問い合わせください。

◎高齢介護課(☎235・4912)。

介護保険制度は、介護を社会全体で支えるための仕組みとして、40歳以上の方の保険料と公費(税金)で運営されています。

また、保険料は、「65歳以上の方」(40～64歳の方)とは、納付方法と算定方法が異なります。

◎65歳以上の方(第1号被保険者)

【保険料の納付方法】
特別徴収と普通徴収があります。

▽特別徴収 年金の受給額が18万円に満たない、または、無年金の方などは、市が送付する納付書か、口座振替(事前に申し込みが必要)で、個別に納付することとなります。

※介護保険料の納付方法は法定で定められていて、徴収方法を選ぶことはできません。

【保険料の額】
市の介護サービスにかかる費用の総額(利用者負担分を除く)に応じて算出した「基準額」を基に、所得に応じた保険料が決まります(表1参照)。なお、年度の

年額が18万円以上の方は、年金から天引きします。ただし、今年度(65歳)になった方や、転入に伴い資格を取得した方は、年金天引きを開始するまで、6月～11月程度かかりますので、この間、市が送付する納付書で納付してください。

※年金天引きが開始となる際は、事前に市から通知します。

▽普通徴収 年金の受給額が18万円に満たない、または、無年金の方などは、市が送付する納付書か、口座振替(事前に申し込みが必要)で、個別に納付することとなります。

※介護保険料の納付方法は法定で定められていて、徴収方法を選ぶことはできません。

【保険料の額】
市の介護サービスにかかる費用の総額(利用者負担分を除く)に応じて算出した「基準額」を基に、所得に応じた保険料が決まります(表1参照)。なお、年度の

表1 65歳以上の方の所得段階別介護保険料一覧 (単位=円)

所得段階	対象となる人	年額保険料	月額保険料
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で本人および世帯全員が住民税非課税の人	12,600	1,050
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の人	12,600	1,050
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円を超える人	27,300	2,275
第4段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で、前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の人	37,800	3,150
第5段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で、前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円を超える人	42,000	3,500
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の人	48,300	4,025
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の人	52,500	4,375
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上500万円未満の人	65,100	5,425
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の人	77,700	6,475

※上表は平成21～23年度の保険料額です。

表2 年度の途中で65歳になった方の保険料の算定方法と納め方

昭和20年10月2日生まれの方の場合…10月1日が65歳到達日
⇒10月(65歳到達日の月)から翌年3月までの6カ月分を納付書で納めます。納付書は、誕生月の翌月(1日生まれの方は当月)に送付します ※4月生まれの方は6月に送付します。

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
健康保険税(料)と一括で納めます						市が送付する納付書で納めます					

◇第6段階の介護保険料(年額52,500円)に該当した場合の納付書期別保険料<算定方法>
年額52,500円÷12ヶ月×6カ月分=26,250円
6カ月分の保険料を11月～翌年3月の5カ月で納付します
※扶養親族等で40～64歳の方が同じ健康保険に加入している場合、その方の介護保険料は引き続き健康保険料(税)と一括で納めます

期別	月	期別保険料
6期	11月	5,450円*
7期	12月	5,200円
8期	1月	5,200円
9期	2月	5,200円
10期	3月	5,200円
合計		26,250円

*100円未満の端数を最初の期で調整します